

# 阿倍野区の学校選択制 制度案内 (学校選択制希望調査票提出まで)

## 学校選択制の対象者

令和8年度に小中学校に入学予定(新1年生)の阿倍野区内在住の方。  
選択できるのは小学校入学時、中学校入学時のみです。

## 選択できる学校の範囲

- 小学校**：自宅からの通学距離が概ね2キロメートル以内の区内小学校を選択できます。  
「小学校選択可能範囲早見表」(5ページ)をご覧ください。  
常盤小学校及び阪南小学校については、すでにきょうだいこれらの小学校に在籍し、翌年度も引き続き在籍する場合に限り希望できますが、必ずしも入学を保障するものではありません。
- 中学校**：区内すべての中学校を選択できます。

### 注意

小学校入学時に通学区域外の小学校に就学した場合、その小学校の進学中学校へ必ず入学できるわけではなく、中学校進学の際に、**改めて学校選択により希望**する必要があります。

## 【通学区域外の学校の選択にかかる注意事項】

### 通学の方法

- **通学時の安全確保は、保護者責任となります。**通学の負担や安全及び災害発生時等を考慮し、卒業まで無理なく通学できる学校を、保護者の責任において選択してください。
- **通学は原則徒歩とし、自転車の利用は禁止します。**
- **学校説明会(14ページ)では、学校選択制を利用される方に向けたお話がありますので、必ずご参加ください。**  
ご都合がつかない場合は学校へお問い合わせください。

### その他

- 受入可能人数の目安は、14ページをご覧ください。
- 阿倍野区外の小中学校を選択することはできません。ただし、小中一貫校(49ページ)は除きます。
- **希望変更期間(11月14日(金)～11月20日(木))終了後の希望校の変更はできません。本来の通学区域の学校への変更もできません。家族でよくご相談のうえ「学校選択制希望調査票」をご提出ください。**
- 教員の人事異動等により、部活動の継続が困難になる場合があります。

## 学校の選択方法

入学希望順に第3希望校まで選択できます。

同封の「学校選択制希望調査票」(記入例は10～13ページ参照)へ必要事項を記入のうえ、**返信用封筒**により下記まで**郵送**いただくか**お持ち**ください。提出期限に**必着**するようご提出ください。

提出期限

令和7年 **10月31日(金)** **必着**

提出先

**阿倍野区役所 窓口サービス課(住民登録)** 1階10番窓口  
〒545-8501 大阪市阿倍野区文の里1-1-40

期限までに提出がない場合や、希望校が未記入の場合は、通学区域の学校を選択したものとみなします。

## 【引越予定のある場合】

### 阿倍野区内で転居する場合

期限までに提出された希望調査票は有効です。ただし、小学校については、自宅からの通学距離を概ね2キロメートル以内とした距離制限を設けていますので、通学距離が概ね2キロメートルを超える希望校は、無効となります。

転居予定のある方は、  
区役所までご相談ください。

**阿倍野区役所 窓口サービス課(住民登録)**  
TEL 06-6622-9963

### 阿倍野区外へ転出する場合

入学前に阿倍野区外に転出した場合、選択は無効となります。入学する学校については、転出先の市区町村へご確認ください。